

ご存知
ですか?

平成31年度税制改正のポイント

はじめに

平成31年度の税制改正では、個人所得課税に関して、本年10月に実施される消費税率引上げに伴う影響を緩和する措置が講じられるほか、自治体間での「返礼品競争」が過熱している「ふるさと納税制度」が見直されることとなりました。また、法人所得課税では、「デフレからの脱却と経済再生」を確実なものとするため、「研究開発税制」が大きく見直されることとなりました。さらに、資産課税分野では、個人事業主の事業承継負担を軽減するため、「個人版の事業承継税制」が導入されることとなりました。

今回はこれら主要な改正点のポイントを解説させていただきます。

I 個人所得課税の改正

【1】住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)の拡充

2019年10月に、消費税率の引上げ(8%→10%)が実施されますが、それに伴う景気の冷え込みが懸念されています。中でも、とりわけ影響を受けるとされるのが住宅需要であり、景気への影響も大きいことから、その緩和策として「住宅ローン控除」が拡充されることとなりました。

具体的には、消費税率10%が適用される住宅取得等について、税額控除の期間が従来の10年から13年に拡充されることとなりました。

<一般住宅の場合のイメージ>



<認定長期優良住宅等の場合のイメージ>



上記の改正は、消費税率10%が適用される住宅等を取得し、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

【2】ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度がスタートして10年になりますが、近年、過度に高額な返礼品を出す自治体が現れ、議論になっています。そのような現状を踏まえ、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、制度が見直されることとなりました。

今回の改正により、以下の基準に適合し、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金のみが控除の対象となりました。

<指定対象となる都道府県等の基準>

基準①	寄付金の募集を適正に実施する都道府県等
基準②	返礼品について、返礼割合を3割以下とし、地場産品としている都道府県等

上記の改正は、2019年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

II 法人課税の改正

【1】研究開発税制の見直し

長年のデフレからの脱却と経済再生の実現に向け、税制面から企業の研究開発の活性化を促進し、力強く支援するために研究開発税制が見直されることとなりました。

①試験研究費の総額に係る税額控除制度の拡充と税額控除率の拡大

	改正前	改正後
控除できる研究開発費の上限	法人税額の25%まで	法人税額の40%まで 一定の要件を満たすベンチャー企業(注1)
税額控除率	<ul style="list-style-type: none"> ■増減試験研究費割合が5%超の場合 9%+(増減割合-5%)×0.3 ■増減試験研究費割合が5%以下の場合 9%-(5%-増減割合)×0.1 	<ul style="list-style-type: none"> ■増減試験研究費割合が8%超の場合 9.9%+(増減割合-8%)×0.3 ■増減試験研究費割合が8%以下の場合 9.9%-(8%-増減割合)×0.175

(注1)一定の要件を満たすベンチャー企業とは、設立後10年以内の法人で、翌期繰越欠損金額を有する法人のことをいいます。

②試験研究費が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除制度の上乗せ特例

この制度は、試験研究費の額が平均売上金額(注2)の10%を超える場合に、上記①の控除に加えて一定金額の税額控除を上乗せできる(注3)制度です。

控除上限の上乗せ	(売上高試験研究費割合-10%)×2 ※法人税額の10%が上限
控除率の上乗せ	(売上高試験研究費割合-10%)×0.5×通常の控除率

(注2)「平均売上金額」とは、適用年度及び適用年度開始の前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます。

(注3)上記①+②の控除率の合計は14%(中小企業は17%)が上限です。

③特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

制度の対象となる試験研究費として、以下が追加されることとなりました。

研究開発型ベンチャー企業(注4)との共同研究費	25%	民間企業への委託研究費	20%
研究開発型ベンチャー企業への委託研究費	25%	特定用途医薬品等に関する試験研究費	20%

(注4)「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部または一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるもの、その他これに準ずるものをいいます。

【2】中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業の設備投資等を促進し、経営を支援する観点から、中小企業者等に係る軽減税率の特定の適用期間が2年間(「2021年3月31日までに開始する事業年度」まで)延長されました。

<中小企業等の法人税率>

所得金額	事業年度	2018年4月1日 ~2019年3月31日	2019年4月1日 ~2020年3月31日	2020年4月1日 ~2021年3月31日	2021年4月1日~
年800万円以下の所得金額		15%	15%	15%	19%
年800万円超の所得金額		23.20%	23.20%	23.20%	23.20%

III 資産課税の改正

今回の税制改正では、高齢化が急速に進展する現況を踏まえ、円滑な世代交代を促すために10年間の時限措置として、個人事業者の相続税・贈与税の新たな納税猶予制度が創設されることとなりました。

この制度は、個人事業主が事業承継をしやすい状況をつくるため、相続人である後継者が事業を継ぐ際に、土地や建物にかかる相続税・贈与税などの支払いを猶予するというものです。

具体的には、事業を営んでいた被相続人から、相続・贈与により事業用資産を取得し、その後も事業を継続する際、一定の要件を満たした場合に、その相続人(または受贈者)が納付する税額のうち、事業用資産に対応する部分について全額の納税が猶予されます。

上記の制度は、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に発生した相続(または贈与)が対象となります。

おわりに

以上、今回は平成31年度税制改正のポイントについて解説させていただきました。

改正の詳しい内容や実務上の留意点等につきましては、顧問税理士や当事務所までお気軽にご相談ください。

お問合せ先	<p>税理士法人 エム・エイ・シー Masuda & Management Accounting Consultant 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番25号第五博多備成ビル9F TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp</p>	<p>税理士法人 エム・エイ・シー 株式会社MAC(アエス) 福岡市博多区博多駅前1丁目18番25号第五博多備成ビル9F</p>
-------	--	--

ご存知ですか?